

長野県畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急
支援対策事業）実施要領

令和2年1月22日付け元長畜第349号
令和2年1月22日付け元農畜機第6160号承認

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨をいい、台風第10号、第13号、第15号及び第17号を含む。）、台風第19号、第20号及び第21号（以下「令和元年8月から9月の大雨等」という。）により被災した生産者を支援する必要があること、また、災害等による停電に備える必要があることから、一般社団法人長野県畜産会（以下「畜産会」という。）は、生産者の安定的な経営継続のための支援に対し、畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱（平成31年3月29日付け30農畜機第7748号。以下「要綱」という。）に基づき補助することとし、もって、国産牛肉の安定供給を図るものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 事業の内容

1 経営継続支援対策

畜産会は、生産者集団等が次に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、第2の1に掲げる災害により畜産関連施設等に被害を受けた畜産経営体が次に掲げる（1）の補改修等、（2）の資材の購入、（3）の輸送、管理委託及び（5）の発電機の借上げ等を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。

（1）牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等

牛舎等の損壊等あるいは緊急的な家畜の避難に伴う牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（修繕費、停電又は断水等に伴う飼養管理に要する飲料水等の確保の取組及び土砂・がれき等の撤去・運搬の取組（補改修と一体的に実施する場合又は当該撤去により経営再開できる場合に限る。）を含む。以下同じ。）

（2）簡易牛舎の整備等

牛舎の損壊等あるいは緊急的な家畜の避難に伴う簡易牛舎等の整備及び既存牛舎を増築する場合の資材の支給

(3) 緊急避難等支援

牛舎の損壊等による緊急的な避難に伴う家畜の輸送及び飼料等の輸送、管理委託

(4) 繁殖に供する雌牛の導入支援

牛舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖雌牛に代わる繁殖に供する雌牛の導入

(5) 電力確保支援

停電に伴う電力確保に要する発電機の借上げ、運搬及び設置工事

2 非常用電源の整備

畜産会は、生産者集団等が災害等による停電時における畜産経営体の経営継続のため、家畜の生命維持に要する機械の稼動のための次に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

(1) 非常用電源の導入

(2) 非常用電源をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

第2 事業の要件

1 第1の1の事業の対象となる災害

令和元年8月から9月の大雨等

2 第1の1の事業の対象となる畜産経営体

市町村から1に掲げる災害による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた畜産経営体とする。ただし、1の災害により、停電若しくは断水等が生じた地域において、第1の1の（1）のうち飲料水等の確保のための取組若しくは第1の1の（4）の取組を実施する場合又は停電が生じた地域において、第1の1の（5）の取組を実施する場合は、この限りではない。

3 生産者集団等

(1) 第1の生産者集団等は、3戸以上の農業者から構成される生産者集団（以下「生産者集団」という。）、農業協同組合、農業協同組合連合会及び一般社団法人等とする。

(2) (1)の生産者集団は、次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有するとともに、その規約について、あらかじめ畜産会の会長（以下「会長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の組織運営に関する事項

ウ 肉用牛生産の振興に関する事項

エ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項

オ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

4 簡易牛舎の整備等

第1の(2)で取得した簡易牛舎等については、次のとおり取扱うこととする。

(1) 生産者集団等(代表者)として会計の処理を行うこと。

(2) 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

5 繁殖に供する雌牛の導入支援

(1) 第1の(4)の事業の補助対象は黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他の肉専用種(乳用種と肉専用種の交雑種は含まない。)とする。

(2) 補助対象頭数は、1に揚げる災害による牛舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖雌牛の頭数を上限とする。

(3) 第1の(4)の事業対象牛は、国及び独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。

(4) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第32条の2第1項の農林水産大臣の承認を受けた者(以下「登録団体」という。)が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。

(5) 生産者集団等が導入する繁殖に供する雌牛は、次のいずれかにより飼養すること。

ア 雌牛を購入し、一定期間自ら飼養する場合

イ 雌牛を購入し、2の畜産経営体に対し、一定期間貸し付ける場合(生産者集団等が他の生産者集団等又は市町村を経由し、貸し付ける場合を含むものとする。)

(6) (5)の一定期間とは、雌子牛(満6か月齢以上12か月齢未満)にあっては、購入後概ね42か月又は雌子牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間、成雌牛にあっては、購入後概ね36か月又は成雌牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間とする。

6 非常用電源の整備等

(1) 第1の2で整備した非常用電源の取扱い

生産者集団等は、第1の2の(1)又は(2)で整備した非常用電源については、次のとおり取扱うこととする。

ア 生産者集団等(代表者)として会計の処理を行うこと。

イ 生産者集団等において、災害時における構成員の経営継続のための計画を策定すること。

ウ 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

(2) 第1の2の(2)の事業に係るリース事業者の選定等

ア リース事業者

生産者集団等が選定し、会長が認めたリース事業者であること。なお、附加貸付料が極力、低廉なリース事業者を選定するよう努めること。

イ 貸付期間

貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めることとする。

(ア) 貸付期間終了後に貸付対象の非常用電源等の所有権を移転する場合

非常用電源等の貸付期間は、処分制限期間の70%（処分制限期間が10年以上の場合は60%）以上（1年未満の端数切捨て）から処分制限期間までの範囲内で、リース事業者が貸付期間終了後に非常用電源等の所有権を貸付対象者に移転することを前提に、リース事業者が別に定めるものとする。ただし、処分制限期間の終了前に所有権が移転したときは、生産者集団等又は構成員において適正に使用するものとする。

(イ) 貸付期間終了後に非常用電源等の所有権を移転しない場合

非常用電源等の貸付期間は、処分制限期間とする。

(ウ) 途中解約の禁止

生産者集団等は、貸付期間中の貸付契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中に貸付契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として生産者集団等がリース事業者に支払うものとする。

(エ) 事業の中止等による補助金の返還

畜産会は、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）の15の(4)に従い、生産者集団等に対し補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

なお、非常用電源等の管理運用を構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員は畜産会が別に定める額を生産者集団等に支払うものとする。

7 家畜共済等の積極的な活用

生産者集団等は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

8 環境と調和のとれた農業生産活動

事業に参加する畜産経営体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（別紙様式7号）により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めること。

ただし事業に参加する生産者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、当該環境と調和のとれた農業生産活動が行われているとみなすものとする。

9 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

畜産会は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第1の事業に参加する畜産経営体であって、配合飼料を利用し平成30年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き令和元年度において契約をしていることを確認するものとする。ただし、自給飼料への転換等合理的な理由があつて、配合飼料価格安定制度への加入を取りやめた場合は、この限りではないものとする。

第3 事業の実施

1 事業実施計画の作成

生産者集団等は、事業の実施に当たっては、会長が別に定める期日までに、事業実施計画（別紙様式第1号の別紙）を作成し、会長に提出するものとする。

2 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

第4 畜産会の補助

畜産会は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに別紙様式第1号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

生産者集団等は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

第6 事業の実績報告

生産者集団等は、別紙様式第4号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに会長に提出するものとする。

第7 運営状況の報告

生産者集団等は、第1の1の(1)若しくは(2)又は第1の2の(1)若しくは(2)の事業により整備した補助対象施設等（取得価格又は効用の増加価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を含まない。）が50万円未満の機械及び器具を除く。）にあつては、整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく別紙様式第5号の運営状況報告書を作成し、4月20日までに会長に報告するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

生産者集団等は、畜産会に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を畜産会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第9 事業の推進指導等

生産者集団等は、畜産会及び県の指導の下、関係団体等との連携を図り、生産者等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第10 帳簿等の整備保管等

- 1 生産者集団等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

- 2 会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、生産者集団等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

附 則（令和2年1月22日付け 元長畜第349号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認があった日から施行し、令和元年8月13日から適用するものとする。
- 2 第1の1の事業のうち令和元年8月から9月の大雨等による被災に係る事業について、令和元年8月13日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の規定に基づく着工又は着手の手続きについては、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、畜産会から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(別表)

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 経営継続支援対策	(1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等に要する経費	1 / 2以内
	(2) 簡易牛舎の整備等に要する経費	1 / 2以内
	(3) 緊急避難等支援に要する経費	1 / 2以内
	(4) 繁殖に供する雌牛の導入支援に要する経費	1 / 2以内 ただし、以下の額を上限とする。 【妊娠牛】 1頭当たり275千円以内 【その他雌牛】 1頭当たり175千円以内
	(5) 電力確保支援に要する経費	1 / 2以内
2 非常用電源の整備	(1) 非常用電源の導入に要する経費	1 / 2以内
	(2) 非常用電源をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費	リース料のうち、非常用電源の取得価格相当額の1 / 2以内

別紙様式第1号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）
補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住所
団体名
代表者名 印

令和 年度において畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）を下記のとおり実施したいので、畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）実施要領の第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

（注）対象となる災害の名称を含めた上で記載すること。

2 事業の内容

別紙「令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）実施計画書」のとおり。

〔注 備考欄当に対象となる災害の名称を記載し、災害ごとの内訳が分かるようにすること。〕

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 経営継続支援対策 (1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・ 機械の補改修等 (2) 簡易牛舎の整備等 (3) 緊急避難等支援 (4) 繁殖に供する雌牛の導入支 援 (5) 電力確保支援 2 非常用電源の整備				
計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
 (2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
 (3) 畜産会が添付を指示したもの
 ①市町村から実施要領第2の1に掲げる災害による畜産関連施設（6次産業化関
 連施設を除く）の被害を証明する書面の写し
 ②環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（様式第7号）の写し
 ③肉用牛経営災害緊急支援対策事業への参加申請書に係る配合飼料価格安定制度
 加入に関する申告書（様式第8号）
 ④その他

別紙 畜産経営災害総合対策緊急支援事業(肉用牛経営災害緊急支援対策事業)実施計画書/変更計画書/実績書

1 経営継続支援対策

(1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 (単位:円)

番号	畜産経営主体名 (事業対象経営体数)	実施時期	事業内容	補助率又は額	事業費	負担区分		備考 (災害名を記載)	
						補助金	その他		
1	()	~					0	0	
合計							0	0	

(注)事業の内容は、別添1に詳細かつ具体的に記述すること

(2) 簡易牛舎の整備等 (単位:円)

番号	畜産経営主体名 (事業対象経営体数)	実施時期	事業内容	補助率又は額	事業費	負担区分		備考 (災害名を記載)	
						補助金	その他		
1	()	~					0	0	
合計							0	0	

(注)事業の内容は、別添1に詳細かつ具体的に記述すること

(3) 緊急避難等支援 (単位:円)

番号	畜産経営主体名 (事業対象経営体数)	実施時期	事業内容	補助率又は額	事業費	負担区分		備考 (災害名を記載)	
						補助金	その他		
1	()	~					0	0	
合計							0	0	

(注)事業の内容は、別添2に詳細かつ具体的に記述すること

(4) 繁殖雌牛導入支援 (単位:円)

番号	畜産経営主体名 (事業対象経営体数)	実施時期	事業内容	補助率又は額	事業費	負担区分		備考 (災害名を記載)	積算基礎		
						補助金	その他		頭数	単価	金額
1	()	~									
合計							0	0	0		

(5) 電力確保支援 (単位:円)

番号	畜産経営主体名 (事業対象経営体数)	実施時期	事業内容	補助率又は額	事業費	負担区分		備考 (災害名を記載)	積算基礎		
						補助金	その他		頭数	単価	金額
1	()	~									
合計							0	0	0		

2 非常用電源の整備 (単位:円)

番号	畜産経営主体名 (事業対象経営体数)	実施時期	事業内容	補助率又は額	事業費	負担区分		備考 (災害名を記載)	積算基礎		
						補助金	その他		頭数	単価	金額
1	()	~									
合計							0	0	0		

(注)事業の内容は、別添3に詳細かつ具体的に記述すること

別添1

(単位:円)

貸付者名 又は畜産 経営体名	実施時期	事業内容	補助対象 経費	補助率又 は補助限 度額	積算基礎				事業費	負担区分		m ² 単価	備考
					費日	員数	単位	単価		金額	補助金		
													飼養頭数 (頭)
													牛舎面積 (m ² /頭)
													飼養頭数 (頭)
													牛舎面積 (m ² /頭)
合計										0	0	0	0

(注)1 必要に応じ行を追加して記入すること。

2 補助対象経費ごとに補助対象費目を記載するとともに簡易牛舎、器具機材、資材、飼養管理機械等に整理し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

簡易牛舎整備の場合、備考欄に飼養頭数、整備する簡易牛舎の1頭当たりの面積を記入すること。

3 補助率又は補助限度額は、補助対象経費に対応した補助率又は補助限度額を記載すること。

4 施設の補改修に必要な資材の供給、簡易牛舎の整備等を実施する場合は、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)によるコスト分析を実施し、資料を添付すること。

5 設置する簡易牛舎の単位で処分制限期間内の使用管理計画を作成し添付すること。

1 家畜緊急避難輸送事業対象者 (単位:円)

畜産経営体名	事業対象者畜舎所在地	畜種	避難頭数	輸送日	輸送先		輸送方法	輸送委託先	補助対象経費	補助率	事業費	積算基礎			負担区分		
					輸送先名	所在地						費目	員数	単価	金額	補助金	その他
											0					0	0
合計																	

2 飼養管理委託対象者 (単位:円)

畜産経営体名	対象者畜舎所在地	畜種	委託頭数	委託期間	委託先		補助対象経費	補助率	事業費	積算基礎			負担区分		
					委託先名	所在地				費目	員数	単価	金額	補助金	その他
									0					0	0
合計															

3 家畜用飼料等輸送・保管事業対象者 (単位:円)

畜産経営体名	事業対象者畜舎所在地	輸送品名	輸送日	保管期間	輸送先		輸送委託先	補助対象経費	補助率	事業費	積算基礎			負担区分	
					輸送先名	所在地					費目	員数	単価	金額	補助金
										0				0	0
合計															

別紙様式第2号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 長畜第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害総合
対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の実施について、下記のとおり変
更したいので承認されたく、畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支
援対策事業）実施要領の第5の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

（注）対象となる災害の名称を含めた上で記載すること。

2 変更の内容

内容は、別紙「令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊
急支援対策事業）変更計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 経営継続支援対策				
(1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・ 機械の補改修等				
(2) 簡易牛舎の整備等				
(3) 緊急避難等支援				
(4) 繁殖に供する雌牛の導入支 援				
(5) 電力確保支援				
2 非常用電源の整備				
計				

(注) 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を()書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）
補助金概算払請求書

令和 年 月 日
番 号

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住所
団体名
代表者名
印

令和 年 月 日付け 長畜第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害総合
対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）について、下記のとおり金 円
を概算払により交付されたく、畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急
支援対策事業）実施要領の第5の3の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払請求額

別紙のとおり

2 振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 預金の種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義人（フリガナ）

(別紙)

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ⑤	今回概算払 請求額 ⑥	令和 年 月 日まで 予定出来高 ⑦= (⑤+⑥)/②	残額 ⑧= ②-⑤-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④=③/①	事業費 出来高 ④=③/①				
1 経営継続支援対策 (1) 牛舎、飼養管理 の附帯施設・機械の補 改修等	円	円	円	円	%	円	円	%	円
(2) 簡易牛舎の整備 等									
(3) 緊急避難等支援									
(4) 繁殖に供する雌 牛の導入支援									
(5) 電力確保支援									
2 非常用電源の整備									
合 計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

別紙様式第4号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）
実績報告書

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 長畜第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）について、下記のとおり実施したので、畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）実施要領の第6の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

(注) 対象となる災害の名称を含めた上で記載すること。

2 事業の内容

別紙「令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 経営継続支援対策 (1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改				

修等				
(2) 簡易牛舎の整備等				
(3) 緊急避難等支援				
(4) 繁殖に供する雌牛の導入支援				
(5) 電力確保支援				
2 非常用電源の整備				
計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領 額②	精算払請求 額 ①-②
1 経営継続支援対策				
(1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補 改修等				
(2) 簡易牛舎の整備等				
(3) 緊急避難等支援				
(4) 繁殖に供する雌牛の導入支援				
(5) 電力確保支援				
2 非常用電源の整備				
計				

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先

(1) 金融機関名

(2) 預金の種類

(3) 口座番号

(4) 口座名義人 (フリガナ)

注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3について、実績額の上段に計画額を () 書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

3 補助金交付変更があった場合は、「4 事業に係る精算額」の交付決定額には変更後の金額を記載すること。

4 簡易牛舎の整備等を実施した場合は、当該牛舎の平面図1枚及び写真 (全景図) 1枚を添付すること。

別紙様式第5号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）
運営状況報告書

令和 年 月 日
番 号

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住所
団体名
代表者名 印

令和 年度における畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）について、畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）実施要領の第7の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名：令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）
- 2 生産者集団等
名 称：
所在地：
施設の設置場所：

3 運営状況

肉用牛の飼養状況

区分	年次						備考
	第1年度 (令和 年度)	第2年度 (令和 年度)	第3年度 (令和 年度)	第4年度 (令和 年度)	第5年度 (令和 年度)		
①繁殖雌牛頭数	計画 実績						
②うち 導入頭数	計画 実績						
③更新育成頭数	計画 実績						
④生産子牛頭数	計画 実績						
⑤販売子牛頭数	計画 実績						
⑥廃用販売頭数	計画 実績						
⑦肥育牛頭数	計画 実績						
⑧肥育牛販売頭数	計画 実績						
⑨非常用電源の保守点 検・稼働	実施 年月日						

注1 備考欄には、生産率、事故率、育成率等区分項目算出のための根拠を記載すること。

2 施設・設備等が事業計画どおりに利用されていない場合には、その理由を記入すること。

3 非常用電源の整備については、①、③、④及び⑦の頭数を記入するとともに、停電時に確実に作動させるための点検を実施し、実施年月日を⑨に記載すること。また停電時に稼働させた場合は、稼働年月日（稼働期間）を⑨に記入し、記入にあたっては保守点検又は停電時の稼働の別がわかるように記載すること。

4 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

別紙様式第6号

令和 年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会 長

住所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 長畜第 号で交付決定のあった畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）補助金について、畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）実施要領の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (令和 年 月 日付け 長畜第 号による補助金額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 生産者集団等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 生産者集団等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

取組（例）

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

家畜排せつ物法	<p>◎ 家畜排せつ物法に基づく管理基準(家畜排せつ物法施行規則第1条第1項)の適用対象規模(家畜排せつ物法施行規則第1条第2項)に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。</p> <p>(参考)管理基準(法施行規則第1条第1項)</p> <p>ア 構造設備に関する基準</p> <p style="margin-left: 20px;">a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料(不浸透性材料)で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。</p> <p>イ 管理方法に関する基準</p> <p style="margin-left: 20px;">a 家畜排せつ物は管理施設において管理する。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 管理施設の定期的な点検を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">d 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。</p>
悪臭・害虫の発生	<p>◎ 家畜排せつ物の処理・保管用施設を有する場合、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清掃等に努める。</p> <p>◎ 畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃等に努める。</p>
排せつ物の利活用	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、土づくりや施肥を行うなど農業者自らが作物生産や園芸等への利用を行う。</p> <p>② 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、作物生産や園芸等への利用が見込まれる者(他の農業者を含む。)への譲渡(無償・有償を問わない。)等を行う。</p> <p>③ 上記①や②が困難であったり、地域の実情や条件からみてより適切な処理方法や利用方法があるといった場合に、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等による適切な処理等を行う。</p> <p>④ 地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等によるエネルギー利用を行う。</p>
環境法令	<p>◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った処分に努めるなど適切に対応する。</p> <p>◎ 臭気や排水等が経営体外へ放出又は排出される場合は、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応する。</p>
エネルギーの節減	<p>◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。</p> <p>① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。</p> <p>② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。</p> <p>③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。</p> <p>④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。</p>
知見・情報の収集	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。</p> <p>② 家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。</p>

別紙様式第8号

令和元年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）への参加申請に係る配合飼料価格安定制度加入に関する申告書

一般社団法人 長野県畜産会長 様

令和元年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）への参加申請に当り、長野県畜産経営災害総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）実施要領第2の9に定められた事業参加要件である配合飼料価格安定制度への継続加入等の状況について、下記の通り申告します。

また、本申告に虚偽があった場合については、事業参加の取消し等の見直しを受けることを承諾します。

なお、事業実施主体等が配合飼料価格安定制度における基本契約等の締結状況を照会するに当り、本事業の参加に関する以下の情報を関係機関に提供することについて同意します。

令和元年 月 日

申請者

住 所 _____

法人名 _____

氏名又は法人の代表者 _____

印

記

以下の項目のうち、該当するいずれか1つの項目について□にチェックしてください。

（また、その内訳について次のページも記入ください。）

- 1 私は、令和元年度の配合飼料価格安定制度に加入しています。
（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する平成30年度・令和元年度の数量契約の写しを、この申告書に添付してください。）→①～④を記入
- 2 私は、平成30年度及び令和元年度のいずれも、配合飼料価格安定制度に加入していません。
→③、④を記入
- 3 私は、平成30年度の配合飼料価格安定制度に加入していましたが、別添の理由により、配合飼料の価格差補てんに関する令和元年度の数量契約を締結していません。
（自給飼料への転換等、令和元年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた理由を記述し、この申告書に添付してください。）→①～④を記入

① 配合飼料価格安定基金の契約者名等 (申請者と同じ場合は、記入不要。)

(個人経営者の場合)

- ・住所：_____
- ・氏名：_____ 印

(法人経営者の場合)

- ・所在地：_____
- ・法人名：_____ 印
- ・代表者名：_____ 印

注：配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名、住所等を記入してください。

② 配合飼料価格安定基金の加入状況 (該当欄に○を記入して下さい。)

	[平成30年度]	[令和元年度]
(社)全国配合飼料供給安定基金(全農基金) :	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(社)全国畜産配合飼料価格安定基金(畜産基金) :	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(社)全日本配合飼料価格・畜産安定基金(商系基金) :	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③ 経営類型 (該当欄に○を記入して下さい。)

酪農経営	肉用牛経営			養豚経営	採卵鶏	肉用鶏	その他
	繁殖	育成	肥育				
<input type="checkbox"/>							

④ 配合飼料の購入先

(記入例：○△農業協同組合、○△飼料販売代理店、○△飼料株式会社等)

- _____ 農業協同組合 支所
- _____ 飼料販売代理店 支店
- _____ 飼料株式会社 支店
- その他：_____

令和元年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた理由

住 所 _____

氏 名 _____

(理由)